

北海道の情報通信2011

- ① 平成23年(2011年)7月『地デジ』完全移行に向けた強力な取組
- ② ICT利活用による地域活性化の推進及び安心・安全の確保
- ③ 適正な電波利用環境の確保及び維持
- ④ デジタル・ディバイドの解消



総務省

総務省 北海道総合通信局

平成23年7月11日版

平成23年度北海道総合通信局重点施策

－ICT利活用により、北海道の暮らしを便利に・元気に・安全に－

北海道総合通信局は、平成23年度において、今年7月の地デジ完全移行に向けた最終段階の取組を強化します。

また、ICTによる北海道民の暮らしの利便性の向上や北海道経済の活性化を目指し、各市町村が抱える問題の解決に貢献できるICT利活用方策の検討やそれに伴う情報通信基盤の構築を促進する取組を進めていきます。

適正な電波利用環境の確保・維持についても、誰もが安心・安全に電波を利用できるよう適正な電波利用ルールの周知広報を行い、日常生活に不可欠な無線通信や重要無線通信に妨害を及ぼす不法電波の取締りや電波監視を引き続き迅速かつ適切に実施していきます。

さらに、超高速ブロードバンド基盤整備及び携帯電話の不感地帯の解消等、道内のデジタル・ディバイドの解消に向けた取組を促進していきます。

これらの取組をより一層推進するため、あらゆる機関と連携を深めながら、次の4項目を重点施策の柱として重点的・計画的に実施していきます。

－ 目次 －

① 平成23年(2011年)7月『地デジ』完全移行に向けた強力な取組

地上デジタル放送推進北海道会議と連携した視聴者等支援の強化	1
新たな難視対策の完遂	1
デジタル混信対策の完遂	1
共聴施設のデジタル化対応の促進	2
デジタル化をさらに促進するための周知及び支援の強化	3

② ICT利活用による地域活性化の推進及び安心・安全の確保

道内の課題解決のために、ICTを利活用して地域活性化を推進	5
安心・安全のための情報伝達手段確保に向けた取組	7
地域における電波利用の促進のための調査検討の実施	8
無線局等に関する電子申請の普及促進	9
新たな電波利用の促進のための電波利用状況調査の実施	10

③ 適正な電波利用環境の確保及び維持

誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる安定した電波利用環境の維持	...	11
電波利用環境の整備に伴う登録検査等事業者制度への移行	13

④ デジタル・ディバイドの解消

道内における超高速基盤整備の促進	14
条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消	15

平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組

地上デジタル放送推進北海道会議と連携した視聴者等支援の強化

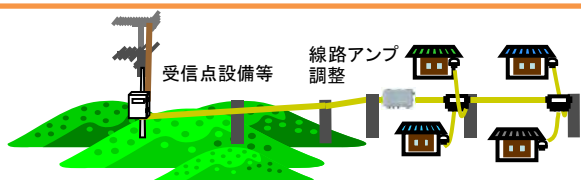
道内の全ての地方公共団体、テレビ放送事業者、「デジサポ（テレビ受信者支援センター）」、各種団体等で構成する「地上デジタル放送推進北海道会議」が策定する「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」を踏まえ、同会議構成員と連携し、地デジ完全移行に向けた最終段階の取組を強化しています。

新たな難視対策の完遂

平成23年4月末までに特定された新たな難視は、1,624地区、15,804世帯ですが、全世帯において対策計画が策定されています。

今後、当該対策計画に基づき、全ての世帯が平成23年6月までに確実に恒久対策又は暫定的難視対策衛星放送でデジタル放送が視聴できるよう北海道地上デジタル放送推進協議会（※）と連携し自治体及び住民対応を行っていきます。なお、暫定的難視対策衛星放送を視聴する世帯の恒久対策については、引き続き検討を行います。

恒久対策例1:有線共聴施設



暫定的難視対策衛星放送



恒久対策例2:個別受信対策(高性能アンテナ対策)



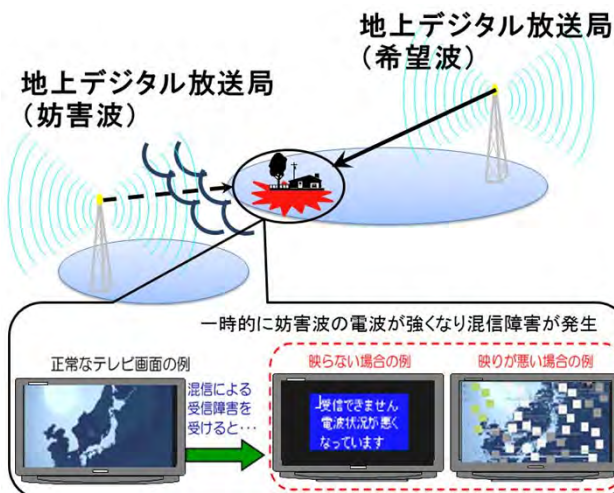
※ 北海道地上デジタル放送推進協議会
 北海道の地上デジタル放送の円滑な移行と、その普及・発展を図ることを目的として、日本放送協会札幌放送局、北海道内民間テレビジョン放送事業者及び北海道総合通信局等により、平成13年4月25日に設立されました。

デジタル混信対策の完遂

デジタル混信とは、他の電波からの混信を受けるために地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害現象で、4月末現在、道内の9地区2,611世帯で確認されています。北海道地上デジタル放送推進協議会においては、発生実態を把握しつつ対策計画を公表して対策を進めています。

今後は、6月までに恒久対策及び暫定的難視対策衛星放送の工事完遂を目指します。

また、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）では、デジタル混信を解消するための支援策を実施しております。支援策には、送信チャンネルの変更（リパック）、高性能アンテナ対策などがあります。



平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組

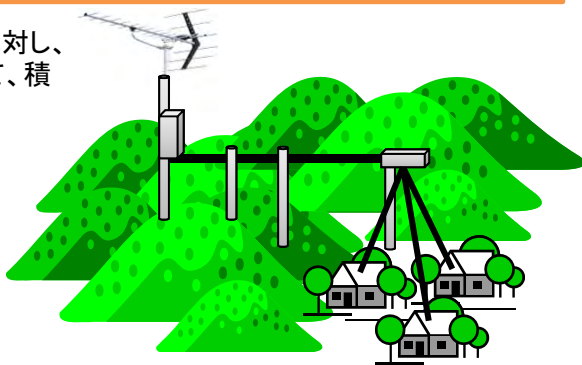
共聴施設のデジタル化対応の促進

「辺地共聴施設」、「受信障害対策共聴施設」及び「集合住宅共聴施設」のデジタル化対応を促進するため、自治体、施設管理者等の関係機関と連携し、効果的な働きかけ、支援施策等の活用に係る周知及び助言を行っています。

辺地共聴施設のデジタル化

アナログ放送を受信してきた既存の施設管理者及び自治体に対し、施設のデジタル化改修のための手法、補助金等の活用について、積極的な支援に取り組んでいます。

※「辺地共聴施設」・・・山間地等の地形によるテレビ難視聴解消を目的として、市町村または住民(共聴組合)が設置する共聴施設。

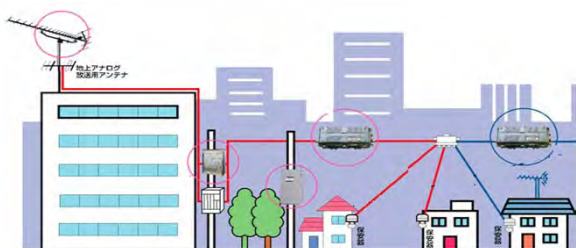


＜お問い合わせ先＞情報通信部 有線放送課 011-709-2311 内線4675

受信障害対策共聴施設対策

- ① 施設管理者に対し、未対応の施設が残らないよう改修の必要性を周知しています。
- ② 受信障害の解消される地域においては、個別受信への移行の必要性について、関係機関と連携して積極的な周知を行っています。

※「受信障害対策共聴施設」・・・建築物等によるテレビ難視聴の改善のため、難視聴の原因者(ビル建て主等)が設置する共聴施設。

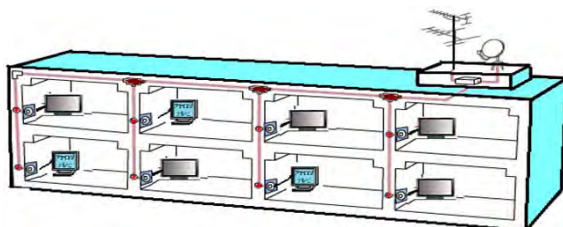


＜お問い合わせ先＞情報通信部 有線放送課 011-709-2311 内線4674

集合住宅共聴施設対策

集合住宅を訪問しての地デジ受信確認調査と施設所有者・管理組合への周知をデジサポが行っています。

※「集合住宅共聴施設」・・・マンション等集合住宅内のテレビ視聴のため、マンションの管理組合やオーナーが設置する共聴施設。



＜お問い合わせ先＞情報通信部 デジタル放送受信者支援室 011-709-2311 内線4667





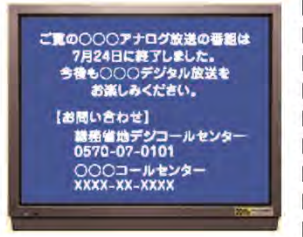

平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組

デジタル化をさらに促進するための周知及び支援の強化

「地デジ」未対応世帯への取組として、自治体、放送事業者、電器店等と連携を図り、地デジ移行の施策等について積極的な周知広報を行うとともに、地デジに関する質問、要望に対する相談対応の強化を図っています。

また、高齢者・障がい者に対する地デジ移行の支援、経済的困窮度の高い世帯に対する地デジ簡易チューナーの無償給付などの支援を行っています。

アナログ放送を通じた周知

～6月30日まで	7月1日～24日正午まで	7月24日正午～24時	7月25日00時～
アナログ放送における常時告知スーパージョーナルの訴求力強化	アナログ放送の番組画面内におけるカウントダウンの表示	ブルーバックの「お知らせ画面」に全面移行(24時までに停波)	アナログ放送の電波が停波 砂嵐の画面
			
震災以降の再開は、 4月24日(日)から民放5社、 4月25日(月)からNHK札幌 が取組を実施	カウントダウン表示(※) ※ 文字の位置や大きさ等詳細は 別途検討		

地デジボランティア

未対応世帯の地デジ化対応を促すため、「地デジボランティア」を募集し、地域の住民に対する声掛け、未対応世帯への簡単なアドバイスを行うことにより、地域をサポートしています。

地デジ臨時相談コーナーの設置

地デジについて直接相談できるよう、大型ショッピングセンターや市町村役場の窓口近辺に相談コーナーを設置しています。

- ◎ 設置期間 6月中旬～8月下旬
- ◎ 基本型 3名程度の要員を配置し、窓口業務や支援業務、デジサポや電器店等への取り次ぎを行う
- ◎ 簡易型 要員を配置せず、各種資料とデジサポへの専用電話を配備する

センター名	(基本型)	(簡易型)	総設置数	備考
北海道中央	28	13	41	札幌市は(手稲区、清田区以外の区)に設置
北海道北	11	5	16	旭川市に2カ所設置
北海道東	8	3	11	
北海道南	6	3	9	函館市は、2カ所(本庁舎、亀田・湯川)
合計	53	24	77	



平成23年(2011年)7月「地デジ」完全移行に向けた強力な取組

「地デジ」個別無料相談の取組 (ハガキ付きチラシの配布)

「地デジ」の準備でお悩みの方の対応として、道内の1,215郵便局に「無料専用ハガキ付きチラシ」を配置して頂き、ハガキ申込みによる個別相談の受付を行う取組を実施しています。



地デジ簡易チューナー無償給付支援

支援対象

「NHK受信料全額免除」の対象世帯(注)のうち、地上デジタル放送未対応の世帯

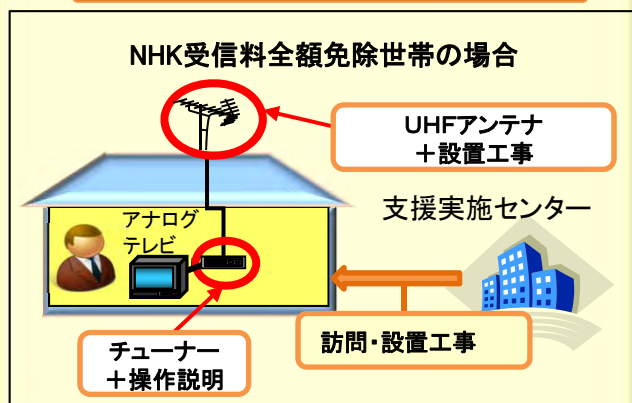
【注】対象世帯

- ・公的扶助受給世帯、
- ・非課税障がい者世帯、
- ・社会福祉施設入所世帯、
- ・平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内で、「半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」、または「避難の勧告、指示または退去命令を継続して1ヶ月以上受けている世帯」

支援内容

- 簡易チューナーの無償給付・訪問設置
- アンテナ工事等(必要な場合のみ)

生活保護等の世帯



申請受付期間

平成23年7月24日まで(お早めの申込をお願いします)
 なお、岩手県、宮城県、福島県の東北3県からの申込みは、当面の間、申込期限を延長しています。

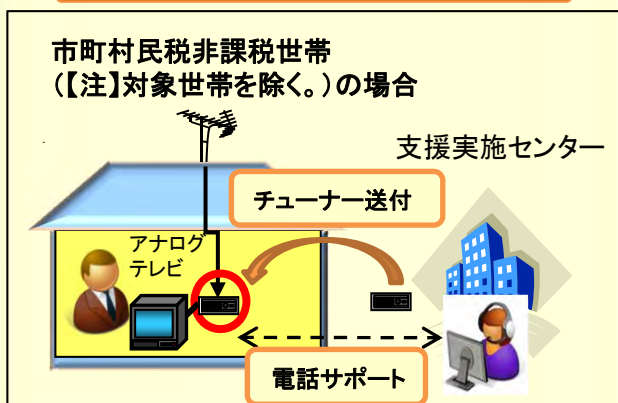
支援対象

世帯全員が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の措置を受けている、地上デジタル放送未対応の世帯

支援内容

- 簡易なチューナー1台を無償で送付
- アンテナの工事なし
- チューナーの設置方法と操作方法を電話でサポート

低所得者の世帯



申請受付期間

平成23年1月24日から7月24日まで
 (お早めの申込をお願いします)



道内の課題解決のために、ICTを利活用して地域活性化を推進

道内の電気通信事業者、自治体及び有識者等を構成員とする「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議」を通じて、ICTによる地域活性化の検討を進めます。

また、ICTに関する研究開発推進のため、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)等の総務省支援施策を周知するとともに、ICT利活用方策の情報を収集し、今後の取組に反映させていただきます。

「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議」の設置によるICT利活用及び地域活性化の推進

2011年3月末までにブロードバンド・ゼロ地域は解消したものの、超高速ブロードバンド基盤は、整備率は約90%、契約者数は約30%にとどまっています。

このようなことから、「光の道」戦略大綱(2010年8月31日)において、インフラ整備・利活用を通じ、2015年頃を目途に、すべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目標とされています。また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」による『「光の道」構想の実現に向けて取りまとめ』(2010年11月30日)においては、民間主導を原則としつつ、整備が困難な地域においては、地方公共団体等による公設民営方式により、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うこととされています。

これらを受け、北海道総合通信局は、北海道と連携し、北海道内においても、2015年度末までにICTの徹底利活用と超高速回線の基盤整備に向けた取り組みを推進するために、国、自治体、電気通信事業者等が協力してその方策及び具体的な取り組みについて検討する推進体制として、「北海道地域ブロードバンド・ICT利活用促進会議」を設置し、超高速回線の整備状況の現状把握、地域の特性等を考慮したICT利活用方策の検討、ICT利活用に向けた周知・広報等を行います。

北海道内のブロードバンドサービスの契約状況(平成23年3月末現在)

注：普及率は、「契約数/住民基本台帳に基づく世帯数(平成22年3月末現在)×100」で算出しています。

		北海道		全国	
		契約数	世帯普及率(%)	契約数	世帯普及率(%)
サービス種類	FTTH	782,929	29.5	20,235,865	37.9
	DSL	368,666	13.9	8,201,000	15.4
	CATV	123,980	4.7	5,674,648	10.6
	FWA	1,714	0.1	10,286	0.0
	BWA	2,277	0.1	811,485	1.5
合計		1,279,566	48.3	34,933,284	65.4

ICTの徹底利活用に向けた取組

1 地域の特性等を考慮したICT利活用方策の検討

- ① 北海道内の自治体におけるICT利活用の取り組みについての情報共有
- ② 自治体が整備した情報通信基盤のさらなる有効活用方策の検討
上記取り組みの他、会議での検討に資するよう、当局においてICT利活用状況調査を実施し、これまでに各自治体が取り組んできた事業の成果を検証、普及展開の可能性を探ります。

2 ICT利活用に向けた周知・広報

道内数カ所において、ICT利活用普及キャラバンを実施します。特に公共分野においてICT利活用の導入を目指す自治体等に対し、他の自治体の導入事例等の説明会及び意見交換、ICT利活用方策のデモンストラーションの実施を行い、地域の特性に応じた取り組みの展開を支援します。

道内の課題解決のために、ICTを利活用して地域活性化を推進

SCOPE等の総務省支援施策による地域に密着したICT産業の発展と競争力の基盤となる研究開発の推進

地域に密着したICT産業の発展と競争力の基盤となる研究開発を推進するため、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)などの総務省の支援施策について、道内のICT関係機関団体等に対し広く周知します。また、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)による研究成果をICT利活用の促進と地域の活性化に活かすために研究成果発表会を開催します。

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)

SCOPEは、情報通信分野における研究開発を支援する制度です。

平成22年度採択課題一覧(道内)

課題名	研究代表者
センサーチップの基盤となるマイクロワット級集積回路の研究開発	北海道大学 量子集積エレクトロニクス研究センター 教授 佐野 栄一
FWAを使った十勝農村部でのモバイルテレメディシンシステム構築	社会医療法人 北斗 北斗病院 院長 井出 渉
ユビキタスサービスプラットフォームに対応した組み込みシステム用TCP/IPプロトコルスタックとサポートシステムの研究開発	苫小牧工業高等専門学校 情報工学科 教授 阿部 司



↑ SCOPE研究成果発表会

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)

NICTは情報通信及び電波利用に関する技術研究開発、通信・放送事業分野に属する事業等の振興を行っている総務省所管の独立行政法人です。

平成22年度は「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成制度」により道内企業1社を助成しています。

助成対象事業名	助成対象事業者
障害者・高齢者向け生産情報発信システムの研究開発	北海道日興通信株式会社



NICTウェブサイト <http://www.nict.go.jp/>

安心・安全のための情報伝達手段確保に向けた取組

災害時における避難指示、被災状況、安否情報などの地域住民への迅速・的確な情報提供や、被災状況の収集・伝達、救急搬送、物資調達などに関する関係機関相互の連絡のため、情報伝達手段の確保が極めて重要です。

北海道総合通信局は、道民の安心・安全のため、地方自治体等に対し、防災行政用無線等、災害時等における情報伝達システム導入の促進及び重要性等をアピールしています。



非常通信協議会との共催による「非常通信セミナー」の開催



講演会や防災関連通信機器展示により、情報伝達手段の重要性をアピール

導入のポイントは、通信システムの利点・欠点の把握

災害等非常時における情報伝達のシステムについては、防災行政無線をはじめ、様々なシステムが存在しています。

そのシステムの特性を見極め、導入する自治体の環境や利用スタイルに合わせた導入が重要となります。

通信システムの信頼性・即時性・操作性・運用形態・導入コスト・運用コストなどのメリット・デメリットを正確に把握するとともに、導入する地域の自然環境（海岸地帯、火山地帯、河川地帯）や起こりやすい災害の種類、財政面等を総合的に判断することが大切です。

また、できれば無線システムと有線システム、無線システムと衛星系システムなど複数のシステムを組み合わせるバックアップとして整備することが望ましいですが、整備コストも重要な判断要素となるでしょう。

さらに、停電に備えた予備電源の確保は絶対条件です。

北海道内の防災行政無線の整備状況

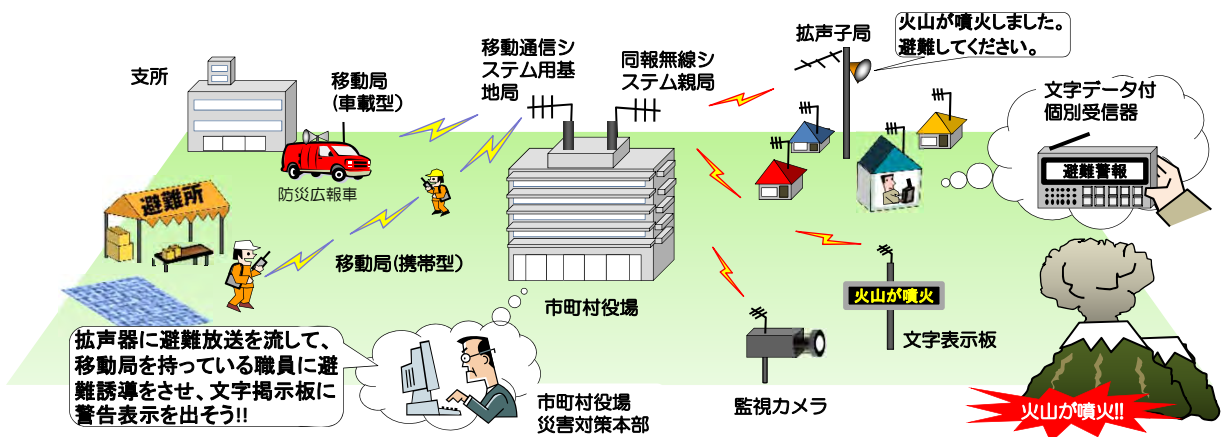
市町村防災行政無線の整備状況は右表のとおりです。平成13年度からは、新たに制度化されたデジタル防災通信システムへの移行をすすめています。

市町村防災行政無線の整備状況（平成23年4月末現在）

地域（市町村数）	全整備状況		同報系（再掲）		移動系（再掲）※	
	市町村数	整備率	市町村数	整備率	市町村数	整備率
北海道（179）	162	90.5%	96	53.6%	147	82.1%

※MCA無線システムを含む。

市町村デジタル防災通信システムのイメージ



地域における電波利用の促進のための調査検討の実施

災害現場で使用される公共通信システムについて、正確な情報が得られる映像伝達が可能となるシステムの導入に向けた技術的検証や有効性等を検討する調査検討会を開催します。

公共ブロードバンド移動通信システムの周波数割当て方式等に関する調査検討

概要

現在、災害等の現場で使用される警察、消防、救急等の公共通信システムは音声が中心ですが、被災地等の状況を正確に把握するため、機動的かつ確実な映像伝送を行う手段が求められています。

こうした中、地上テレビジョン放送のデジタル化により使用可能となるVHF帯の周波数の一部について、安全・安心な社会の実現のために、ブロードバンド通信が可能なシステムとして「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」が平成22年3月に情報通信審議会から答申されました。

このような背景を踏まえ、今後、本システムの導入に向けたチャンネルプラン、審査基準等の作成に資するための技術的な検証を行うとともに、本システムの災害時における情報伝達システムとしての有効性についても検討し、平成24年3月を目途に報告書を取りまとめる予定です。

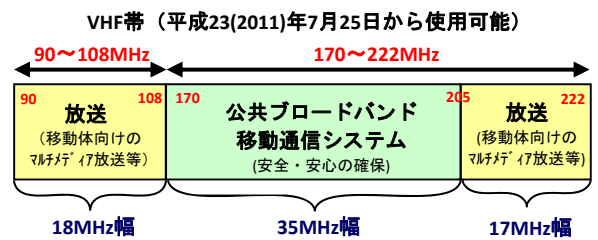
調査検討期間

平成23年6月～平成24年3月

調査検討項目

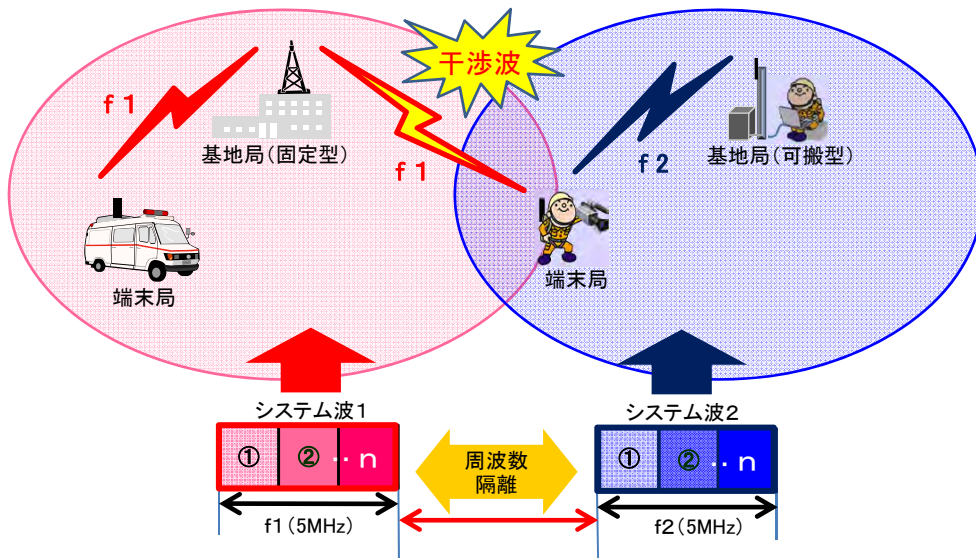
具体的な調査検討項目は調査検討会において決定しますが、本システムを円滑に導入するために異なるシステム間の干渉回避、隣接周波数の使用の可否等の技術的な検証を行う予定です。

【地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数割当て計画の変更】



【実証試験のイメージ図】

異なるシステム間の干渉状況の検証・隣接周波数使用可否の検証等



無線局等に関する電子申請の普及促進

無線局等の手続きに関する電子申請の利用率は増加しており、より多くの方に利用いただくことで、無線局等手続きの迅速化を図ります。

電子申請のメリット

いつでも申請・届出ができます

申請書類の窓口への持参、郵送の必要がなく、自宅・オフィス等から原則24時間・365日、インターネットでの手続きを行うことが可能です。

また、手数料についてもインターネットバンキングを利用することで、自宅・オフィス等からの支払いが可能です。(ただし、メンテナンス等によりシステムを停止する場合があります。)

申請履歴をいつでも確認できます

オンラインで受け付けた申請情報について、その後の総務省における進行状況をリアルタイムで確認することが可能です。

手数料が書面申請に比べて減額されます

無線局の種類別	基本送信機の規模	免許申請		再免許申請	
		書面申請	電子申請	書面申請	電子申請
アマチュア無線局	50W以下	4,300円	2,900円	3,050円	1,950円
基地局、陸上移動局、簡易無線局、固定局 ・・等	1W以下	3,550円	2,550円	1,950円	1,500円
	1Wを超え5W以下	4,250円	3,050円	3,350円	2,400円
	5Wを超え10W以下	6,700円	4,500円	4,950円	3,250円



↑ 電子申請・届出システムのトップページ

新たな電波利用の促進のための電波利用状況調査の実施

地デジ化により空き周波数となるVHF帯における利用可能な周波数の調査を実施し、新たな電波利用ニーズに対応可能な周波数の情報を収集することにより、今後の地域活性化に資する電波利用に貢献していきます。

パーソナル無線局の出現状況調査

パーソナル無線局は平成27年度を目処に制度廃止が予定されており、平成24年から平成27年まで携帯電話と共用で周波数帯を使用する予定です。周波数の再編に向け、不法パーソナル無線局の出現状況調査を実施します。

パーソナル無線(900MHz帯簡易無線局)は、昭和57年(1982年)に制度化。個人ユースの連絡手段としてドライブ、レジャー等に活用され、平成4年(1992年)には170万局に増加。その後、携帯電話、小電力無線機器等の普及に伴い、局数は年々減少しており、現在、約2万局。

○ システム構成

主として車載局として利用され、同じ群番号を設けられた局相互間で通信。
 最大出力:5W、通信距離:
 約10km(都市部:4-5km, 郊外:10数km)
 (903-905MHz, 158ch)



ホワイトスペースとして利用可能な周波数帯の調査

ホワイトスペースの活用など、新たな周波数帯の有効利用により、地域再生等の諸問題の解決等を図ることが期待されています。

このため、道内主要都市における電波の利用状況について調査を行い、ホワイトスペースとして利用可能な周波数についてのデータを集積し、新たな電波利用のニーズに対して利用可能なホワイトスペースの情報を提供する環境を整えます。

ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用の促進



誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる 安定した電波利用環境の維持

誰もが安心・安全に電波を利用できる良好な環境を維持するために、「電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日～10日)」における集中的な周知啓発や、不法無線局の排除に関する周知啓発を実施しています。

電波利用環境維持のための周知啓発活動

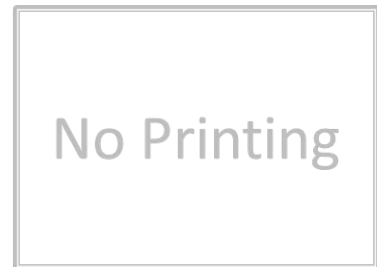
「電波利用環境保護周知啓発強化期間」(6月1日～10日)には、テレビCMの放映(道内の民放テレビ及びケーブルテレビ)、新聞広告の掲載(全道版)、公共交通機関(札幌近郊、道内主要都市)の中吊り広告又は額面広告へのポスター掲出、道内の官公庁など関係団体に対するポスターの掲示依頼や、自治体及び関係団体の広報誌への掲載依頼など、集中的な広報を行っています。

また、公共工事、ビート輸送及び除排雪の請負業者を対象とした安全大会に当局の職員を派遣し、電波法令遵守に係る説明を行っています。

この他、外国規格無線機に係る周知啓発として、

①主にFRS、GMRSの対策として、さっぽろ雪まつり期間中に札幌市営地下鉄(全378両)の額面広告に外国語ポスターを掲出するとともに、地下鉄駅構内のフリーボード(12駅19箇所)に同様のポスターを掲出しています。

②主にUHF-CB、PRSの対策として、ニセコ地区のスキー場を中心に、外国人観光客が利用する施設に対するポスター掲示依頼や、屋外広告、バステッカー広告のほか、3つのスキー場内において、5か国語による外国規格無線機の使用禁止に係る注意喚起のアナウンスを行っています。



↑平成23年度 車内広告用ポスター



↑地下鉄額面広告



↑バステッカー広告

電波の安全性に関する取組

電波の性質や人体に与える影響など、電波の安全性について正しい理解を深めていただくために、道内各地で一般の方向けに説明会を開催し、パンフレット配布等の周知活動を行っています。



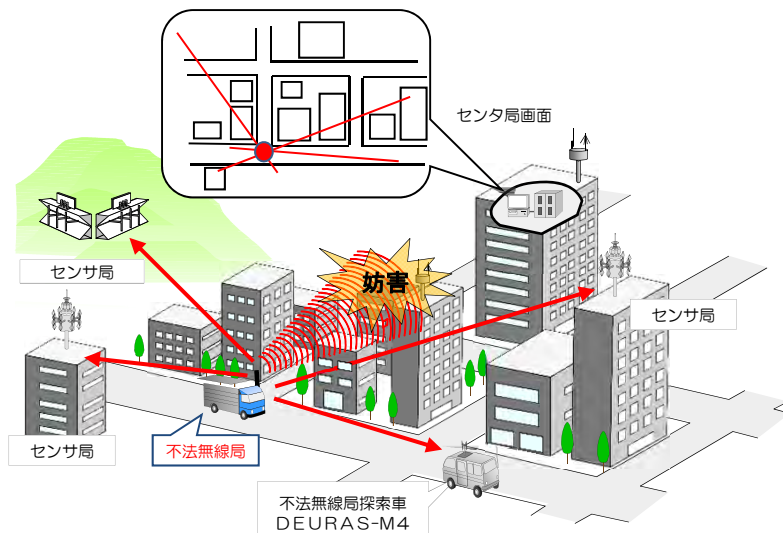
↑電波の安全性に関する説明会

誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる 安定した電波利用環境の維持

「重要無線通信」に対する妨害は安心・安全な国民生活に重大な影響を及ぼすため、妨害源を迅速に特定し、排除する等の確な対応に努めるとともに、効率的・効果的な電波監視を実施して、電波法令違反等に厳正に対処しています。

電波監視システム DEURAS (DEtect Unlicensed RAdio Stations: デューラス)

道内28カ所に設置したDEURASセンサ局からのデータに基づく不法無線の発射源の迅速な探索と24時間の自動監視により、効果的な電波監視を行っています。
また、方向探知処理装置や遠隔制御装置などを搭載した不法無線局探索車 (DEURAS-M) を配備し、機動力を生かしての不法無線局等の探査を行っています。



DEURASイメージ図→

対応状況

アマチュア無線の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、電波規正用無線局を運用し、即時、電波による規正を行い、法令を遵守するよう注意・警告を行っています。(平成22年度は167回、平成21年度は309回。)

このほか、違反運用した車両を特定し、車両の所属会社(雇用主)経由で、違反者(運転手)への注意も行っています。(平成22年度は21件58局)

なお、これらの規正、注意にも応じない悪質な違反に対しては、調査の上、行政指導を行っています。(平成22年度は1件2局、平成21年度は4件4局。)

外国規格無線の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機については、海外からの観光客の増加に伴って外国人が使用する事例や、日本人がインターネットオークションなどで購入して使用する事例が増加しています。電波監視により確認した違反に対し、パンフレット等を利用して日本国内では利用できないことを明確に伝え、再発防止に努めています。(平成22年度は51件153局、平成21年度は36件110局。)

不法無線局の捜査機関との取締り

不法無線局対策として、路上や港湾において、捜査機関(北海道警察、第一管区海上保安本部)と共同で取締りを実施しています。

平成22年度は39名42局を摘発し、5名5局に対して行政指導を行いました。



FRS GMRS FRS/GMRS

↑日本国内で使用できない外国規格無線機の例



↑港湾における共同取締りの様子

外国規格無線機の使用に対する対応状況

指導内訳	平成21年度		平成22年度	
外国規格無線機	36件	110局	51件	153局
(内訳) 法人(国内)	10社	63局	10社	44局
個人(日本人)	10名	25局	29名	83局
個人(外国人)	13名	16局	12名	26局
その他(国内・任意団体)	3団体	6局	0団体	0局

電波利用環境の整備に伴う登録検査等事業者制度への移行

登録検査等事業者制度は、平成22年12月に電波法の改正が行われ、平成23年6月に関係省令等を改正して、施行される予定となっており、現行の登録点検事業者制度からの円滑な移行のため、周知、説明を行います。

登録検査等事業者制度の概要（電波法の抜粋）

（検査等事業者の登録）

第24条の2

- ・無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。（附則により、旧法で現に登録を受けている者は、無線設備等の点検の事業のみを行う者として、新法で登録を受けたものとみなす。）
- ・登録を受けようとする者は、総務省令に定めるところにより、申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- ・申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- ・欠格事由（①電波法の違反者で2年を経過しない者、登録検査等事業者の取消しを受けて2年を経過しない者、③法人であって、役員に①又は②に該当する者がいる場合）

（登録の更新）

第24条の2の2

登録（無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのもものを除く。）は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（登録証）

第24条の3

総務大臣は、登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

以上のほか、変更、地位の承継、廃止の届出などの手続きのほか、適合命令、報告及び立入検査、登録の取消し、登録簿、登録の抹消、登録書の返納、証明書虚偽記載に係る罰則などを規定している。

（検査）

第73条第3項

第1項の検査（定期検査）は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。）の免許人から、第1項の規定により総務大臣が通知した期日の1月前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令に定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備のその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数、時計及び書類が規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第1項の規定にかかわらず、省略することができる。

第73条第4項

第1項の検査（定期検査）は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第24条の2第1項の登録を受けた者が総務省令に定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第1項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

道内における超高速基盤整備の促進

教育、医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方自治体を情報通信利用環境整備推進交付金事業により支援し、利活用の基盤となるインフラ整備を促進します。

情報通信利用環境整備推進交付金

施策の目的

すべての世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目指して、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体を支援します。

施策の概要

- (1) 対象者
 - ①市町村
 - ②合併市町村又は連携主体
- (2) 対象地域等（以下の条件を全て満たす地域）
 - ①過疎等の条件不利地域を含む地域

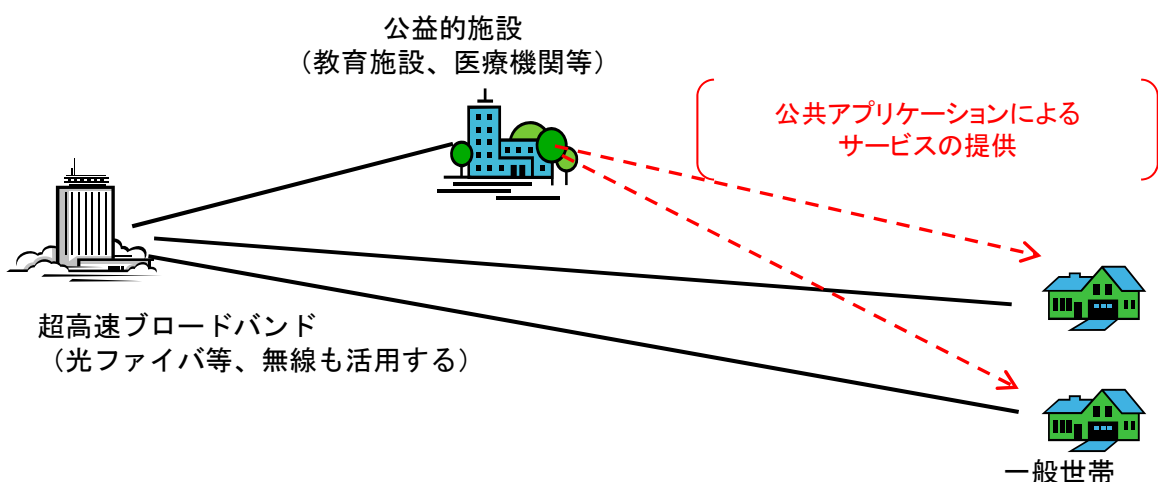
- ②超高速ブロードバンド未整備地域
- ③整備対象地域において利用世帯数が十分に小込まれる地域
- (3) 補助率 1/3
- (4) 補助対象
 - ①本体施設（光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置 等）
 - ②付帯施設（局舎施設、電源供給施設、構内伝送路 等）

予算額

平成23年度 一般会計 2,400百万円

地方財政措置

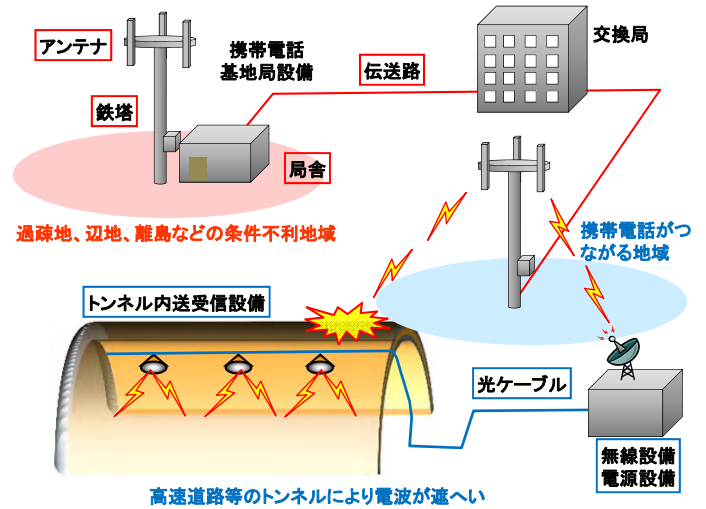
過疎債、辺地債、合併特例債 等



条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消

北海道には、山間部等の条件不利地域、トンネル内及び観光地などで携帯電話が利用できない地域が多数存在しています。

これら地域の住民生活の向上や観光客等の利便性を図るため、携帯電話が利用可能となるよう、自治体、携帯電話事業者等と連携し、移動通信用鉄塔施設の整備や有線伝送路の整備・運用に係る支援事業を推進しています。



青枠：電波遮へい対策事業で補助対象となる設備の例
赤枠：無線システム普及支援事業で補助対象となる設備の例

イメージ図

平成22年度における携帯電話不感地帯解消事業

事業名	対象地域	整備内容
電波遮へい対策事業	鹿鳴トンネル・新清見トンネル【日高町】	移動通信用中継施設
無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)	乙部町	携帯電話伝送路施設